

指定給水装置工事事業者指定更新申請書

射水市長 あて

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏名又は名称 ○○○○設備

申請者 住 所 射水市布目1番地

電話番号 0766-84-9646

代表者氏名 射水 太郎

水道法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ	フリガナ
氏 名	氏 名
イミズ タロウ	イミズ イチロウ
射水 太郎	射水 一郎
イミズ ハナコ	
射水 花子	
事業の範囲	給水設備工事及び排水設備工事 等
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇〇〇設備
上記事業所の所在地	射水市布目1番地
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
射水 太郎	第〇〇〇〇号
射水 一郎	第〇〇〇〇号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者の更新申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第

3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者

氏名又は名称 ○○○○設備 印

住 所 射水市布目1番地

代表者 氏 名 射水 太郎 印

射水市長 あて

機 械 器 具 調 書

令和〇年〇月〇日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用機械器具	ベビーサンダー	GWS 6-100(BOSCH)	3	
	レシプロソー	JR-3070CT (マキタ)	2	
	高速切断機	241	1	
	金切り鋸		3	
	配管カッター	φ1	1	
管加工用機械器具		φ1	3	
	ねじ切り旋盤	N80A (REX)	1	
		S50A (REX)	1	
	ローター溝付具	φ13～φ40	1	
	カギ治具	φ13～φ40	1	
接合用機械器具	面取器	φ13～φ50	3	
	ワイヤーブラシ		3	
	パイプレンチ		5	
	モンキーレンチ		5	
	スパナー		5	
水圧テストポンプ	ペンチ		5	
	ドライバー		5	
	トーチランプ		5	
	ヤスリ		2	
	電気溶接機(発電機)	EGW	2	
ガス溶接機		2		
	テストポンプ(電動式)	SIK-DCK	2	
	テストポンプ(手動式)	T-50K-P	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

機械器具調書の順番通り写真を並べてください。



No. 1

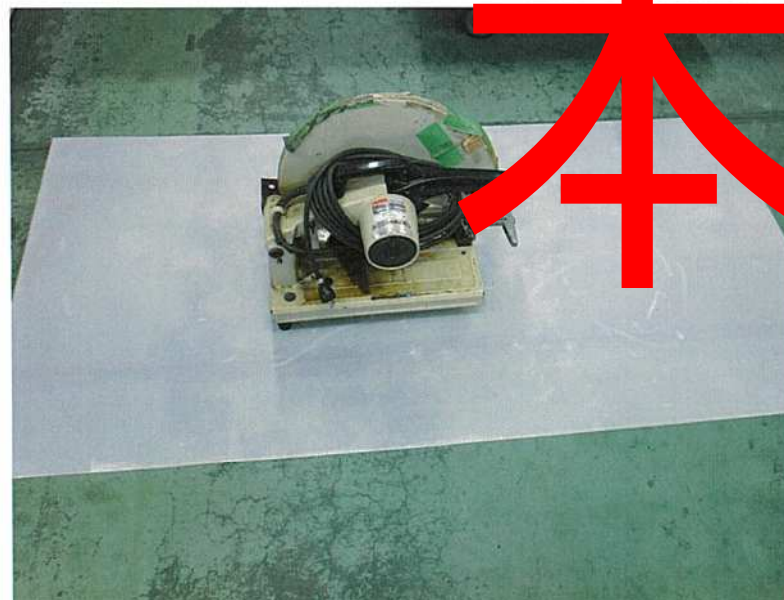
ベビーサンダー



No. 2

レシプロソー

(配管切断機)

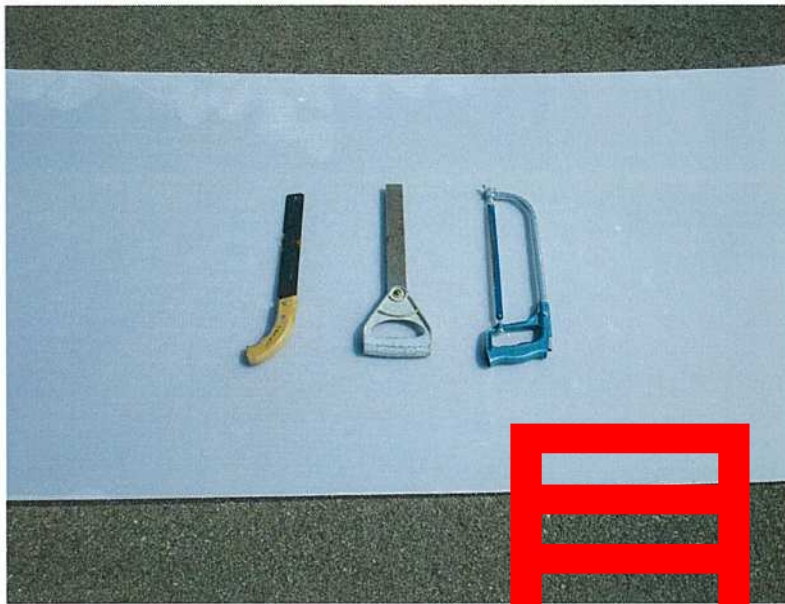


No. 3

高速切断機

見  
本

機械器具調書の順番通り写真を並べてください。



No. 4

金切り鋸



No. 5

配管カッター



No. 6

ねじ切り機

機械器具調書の順番通り写真を並べてください。

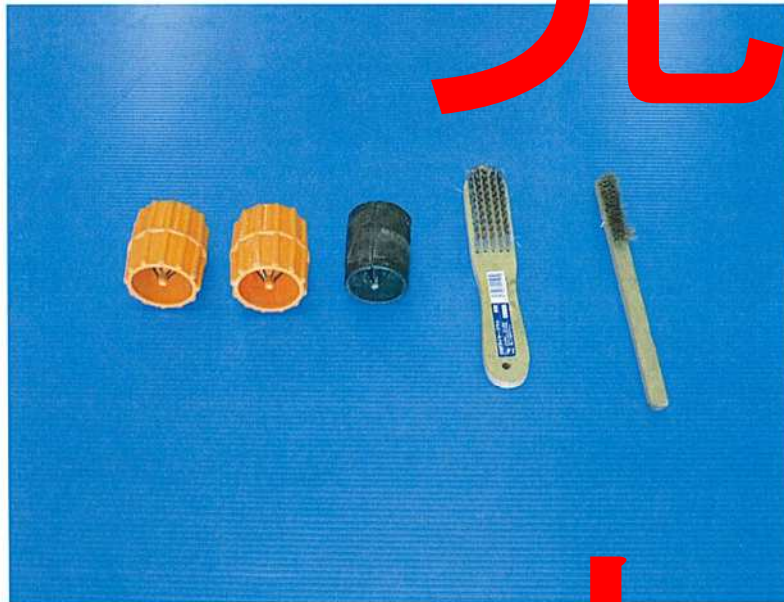


No. 7

ロータリー溝付け具

ケガキ治具

見



No. 8

面取器

ワイヤーブラシ

本



No. 9

パイプレンチ

機械器具調書の順番通り写真を並べてください。



No. 10

モンキー、スパナ

ウォータープライヤー

ペンチ、ラジオペンチ

ドライバー

見



No. 11

トーチランプ

ヤスリ

本

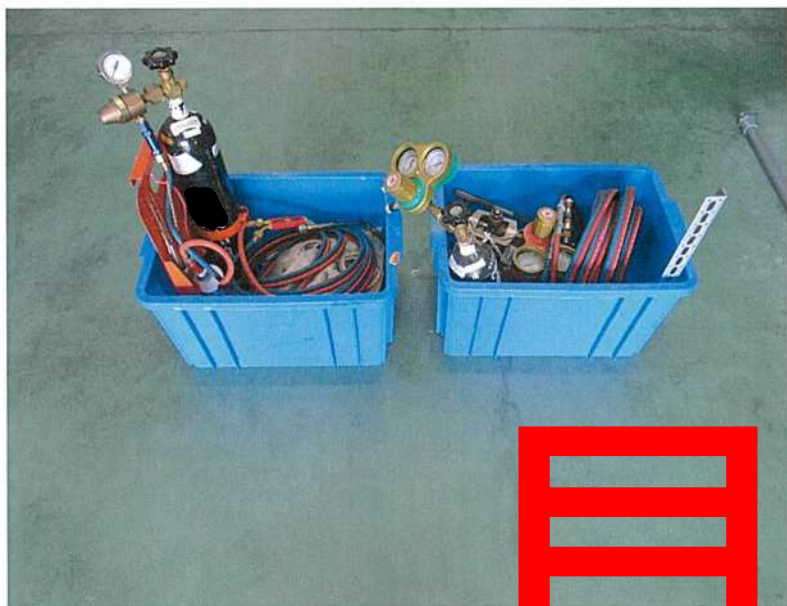


No. 12

電気溶接機

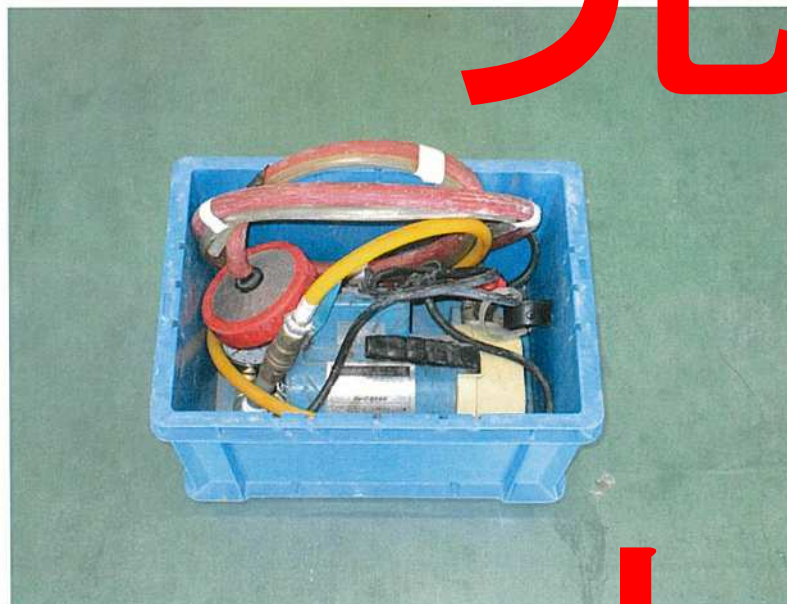
(発電機)

機械器具調書の順番通り写真を並べてください。



No. 13

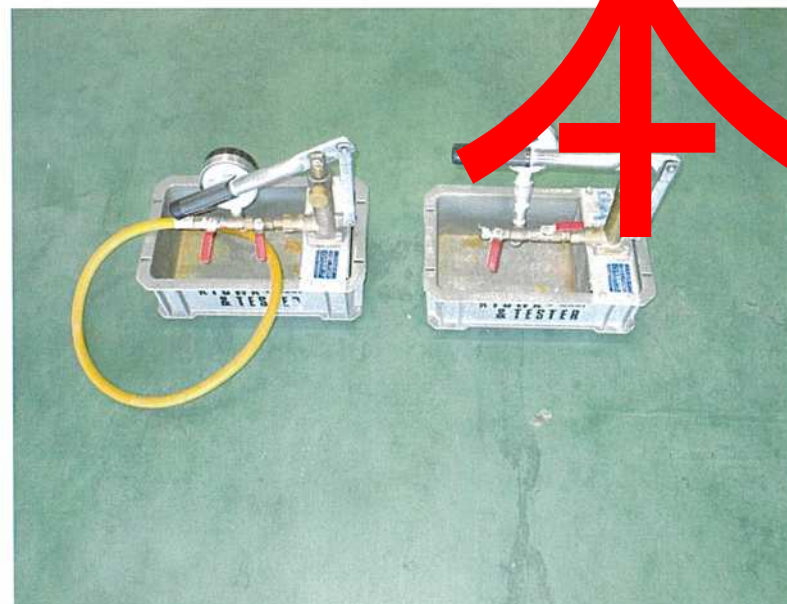
ガス溶接器



No. 14

水圧テストポンプ

電動式



No. 15

水圧テストポンプ

手動式

見  
本

給水装置工事主任技術者選任・解任届書

射水市長 あて

令和 ○年 ○月 ○日

届出者 氏名又は名称

〇〇〇〇設備

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇〇〇設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
射水 太郎 射水 一郎	第〇〇〇〇号 第〇〇〇〇号	令和〇年〇月〇日 令和〇年〇月〇日

# 給水装置工事主任技術者名簿

給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状交付番号
射水 太郎 射水 一郎	第〇〇〇〇号 第〇〇〇〇号

# 水道工事資格者(給水装置工事配管技能者, 配管技士)名簿

給水装置工事配管技能者等の氏名	給水装置工事配管技能者等免状交付番号
射水 太郎	第〇〇-〇〇〇〇-〇〇号
射水 一郎	第〇〇-〇〇〇〇-〇〇号

## 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称

〇〇〇〇設備

郵便番号、住所

〒934-0048

射水市布目1番地

射水 太郎

0766-84-9646

公表の可・不可 どちらかに〇印を記入してください。

### 指定給水装置工事事業者の業務内容

◇休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）

【公表：  可    不可   】

休業日： **土曜・日曜・祝日**    営業時間： **8時～17時**    修繕対応時間： **8時～17時**

対応の可・不可 どちらかに〇印を記入してください。

◇漏水等修繕対応の可否（該当するものに〇

【公表：  可    不可   】

- ・公道部の給水装置の修繕    <  可     不可 >
- ・屋内部の給水装置の修繕    <  可    不可 >
- ・その他（

対応工事種別の〇印を記入してください。

◇対応工事種別（該当するものに〇をつけて下さい。）

【公表：  可    不可   】

- ・配水管からの分岐 ～ 水道メータ    <  新設     改造    その他（                    ） >
- ・水道メータ ～ 宅内部の給水装置    <  新設     改造    その他（                    ） >

◇その他

※ 公表にはホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。



**主に給水装置工事に従事し適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（過去1年以内）**

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

施行規則 第36条2  
付口から水道メーターま

**1次側工事をされない場合チェックをお願いします。**

取  
変  
形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管から分岐～水道メータ」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管の 接合、いずれの 経験も有している (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
			保有している資格等※	
射水 太郎	○	○	配管技士	R〇年
<b>公表の可・不可 どちらかに○印をお願いします。</b>				
上記内容の公表の可否 (公表にはホームページ等への掲載を含みます。)				
【 <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可      】				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者検定)

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

技能を有する者の氏名は、公表対象外です。

人数が足りない場合は、必要に応じてコピーしてご利用ください。